平成２８年（フ）第８７号
千葉県いすみ市大原台206番地１
破産者　横山　繁樹
１　決定年月日　平成29年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
千葉県茂原市大芝795番地26、開始決定時の住所千葉県茂原市町保３番地246（関貸家Ｃ棟）
破産者　久保田　基
１　決定年月日　平成29年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
千葉県茂原市緑ケ丘５丁目34番地（光栄緑ケ丘ハイツ201号）
破産者　川瀬　剛智
１　決定年月日　平成29年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
千葉県茂原市大芝795番地26
破産者　久保田　誠
１　決定年月日　平成29年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
佐賀県伊万里市山代町立岩2773番地４
破産者　岩藤住宅株式会社
１　決定年月日　平成29年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４６０号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目２番１号
破産者　ミナミバスコジャパン有限会社
１　決定年月日　平成29年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
鹿児島県鹿児島市呉服町１番20号
破産者　有限会社ラッキーペニーカンパニー
１　決定年月日　平成29年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
千葉県旭市イの1840番地５
破産者　近江　　忍
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺２番２
破産者　株式会社アーネスト
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４３１号
名古屋市中区栄１丁目３番３号
破産者　株式会社東海住宅サービス
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０５７号
愛知県東海市加木屋町内堀115番地の１
破産者　有限会社大九スカーフイング
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３２号
名古屋市千種区千種３丁目３番７号
破産者　ダイエーコーポレーション株式会社
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７８９号
愛知県海部郡蟹江町大字須成字藤丸1988番地29
破産者　有限会社ハナブサ
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０４９号
名古屋市緑区亀が洞１丁目1245番地ロジュマン徳重101号
破産者　株式会社Ｅ・スペース
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２号
名古屋市港区港陽３丁目11番16号
破産者　有限会社イズミコーポレーション
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２０号
兵庫県川辺郡猪名川町島字佃12番地１
破産者　株式会社菓匠庵
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
兵庫県尼崎市中在家町３丁目398番地
破産者　株式会社マルエ
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５１号
岡山県備前市鶴海79番地の43
破産者　石山建設株式会社
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２号
岡山市中区国府市場202番地
破産者　原　　正則
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１５号
岡山市中区神下546番地17
破産者　今川　清香
１　決定年月日　平成29年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３号
北海道岩見沢市東町261番地１
破産者　株式会社丸越越智
１　決定年月日　平成29年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１１１号
東京都羽村市川崎２丁目３番20号クローバーレジデンスＹ102
破産者　渡井　智美
１　決定年月日　平成29年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部